

報道提供資料  
令和2年6月15日



貝塚市

都市政策部 広報交流課  
広報広聴担当：岸本・中川  
TEL:072-433-7231  
FAX:072-433-7233

## 市長の資産公開関連資料について

標記について、下記の通り資料提供いたします。

### 記

#### 1 提供資料

- ・令和2年4月28日に提出された資産等補充報告書の記載内容一覧
- ・令和2年4月28日に提出された所得等報告書の写し
- ・令和2年4月28日に提出された関連会社等報告書の写し

#### 参考提供

平成31年4月26日に提出された資産等報告書の記載内容一覧

#### 2 報道開始日

令和2年6月30日（火）朝刊以降

#### 3 閲覧の場所及び開始日

貝塚市役所総務市民部総務課（本館地下1階）で令和2年6月30日（火）から閲覧開始

詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

問合せ先 貝塚市総務市民部総務課  
T e l : 072-433-7395  
F a x : 072-433-7511  
e-mail : soumu@city.kaizuka.lg.jp  
担 当 : 守 行、油 谷

# 資産等補充報告書の記載内容一覧

提出年月日 令和2年4月28日

1. 土地（記載項目：所在、面積、固定資産税の課税標準額、摘要）

該当なし

2. 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権（記載項目：権利の目的となっている土地の所在、面積、摘要）

該当なし

3. 建物（記載項目：所在、床面積、固定資産税の課税標準額、摘要）

該当なし

4. 預金・貯金（記載項目：預金の総額、貯金の総額）

該当なし

5. 有価証券（記載項目：種類、額面金額の総額）

該当なし

・株券（記載項目：銘柄、株数）

該当なし

6. 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が100万円を超えるものに限る。記載項目：種類、数量）

・自動車

該当なし

・船舶

該当なし

・航空機

該当なし

・美術工芸品

該当なし

7. ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。記載項目：ゴルフ場の名称）

該当なし

8. 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。記載項目：貸付金の総額）

該当なし

9. 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。記載項目：借入金の総額）

該当なし



令和2年4月28日

所得等報告書

貝塚市長 藤原龍男 印

		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得	15,316,042	貝塚市長給料等
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分 離 課 税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
	山林所得		

収受  
分類記号  
2.4.28  
第 31 号  
貝塚市

受贈財産の課税価額	円
-----------	---

(注) 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。



令和2年4月28日

関連会社等報告書

貝塚市長  

会社その他の法人の名称	住 所	役員、顧問その他の職名
大阪府都市競艇企業団	大阪市住之江区泉1丁目1番71号	副企業長
岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市岸之浦町1番地の2	副管理者
大阪府後期高齢者医療広域連合	大阪市中央区常磐町1丁目3番8号	副広域連合長

(注) 1. 4月1日現在の名称等を記入する。  
 2. 会社その他の法人には、法人ではない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。



# 資産等報告書の記載内容一覧

提出年月日 平成 31 年 4 月 26 日

1. 土地（記載項目：所在、面積、固定資産税の課税標準額、摘要）

該当なし

2. 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権（記載項目：権利の目的となっている土地の所在、面積、摘要）

該当なし

3. 建物（記載項目：所在、床面積、固定資産税の課税標準額、摘要）

該当なし

4. 預金・貯金（記載項目：預金の総額、貯金の総額）

該当なし

5. 有価証券（記載項目：種類、額面金額の総額）

該当なし

・株券（記載項目：銘柄、株数）

該当なし

6. 自動車・船舶・航空機・美術工芸品（取得価額が 100 万円を超えるものに限る。記載項目：種類、数量）

・自動車

該当なし

・船舶

該当なし

・航空機

該当なし

・美術工芸品

該当なし

7. ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る。記載項目：ゴルフ場の名称）

該当なし

8. 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く。記載項目：貸付金の総額）

該当なし

9. 借入金（生計を一にする親族からのものを除く。記載項目：借入金の総額）

該当なし